

令和3年6月23日  
独立行政法人  
郵便貯金簡易生命保険管理・  
郵便局ネットワーク支援機構

## 令和2年7月豪雨により被災された皆さまに対する 契約者貸付利率について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、簡易生命保険契約について、被災された皆さまを対象に、非常取扱いの契約者貸付利率を適用し、普通貸付金の非常即時払の取扱いを実施しています。

この非常取扱いの契約者貸付利率の適用につきましては、令和3年7月2日（金）までの受付とし、令和3年7月5日（月）以降については、被災された旨のお申出をいただいた場合においても、通常の契約者貸付利率による貸付の取扱いを実施いたします。

なお、非常取扱いの契約者貸付利率又は通常の契約者貸付利率につきましては、ご契約の効力発生日やご契約の種類によりそれぞれ異なります。

### ＜追加で契約者貸付を受けられる場合のご注意＞

契約者貸付を受けられている方が追加で契約者貸付のご請求をされた場合は、現在受けられている貸付金を返済し新たな契約者貸付があったものとして取り扱い、新たに受けられる貸付金の全額に対して新たな貸付日の貸付利率が適用されます。

そのため、非常取扱いの契約者貸付利率が適用されている契約者貸付を受けられている方が、令和3年7月5日（月）以降に追加で契約者貸付を受けられる場合（借り換えをされる場合を含みます。）、これまでの貸付金も含めて新たに受けられる貸付金全額に対して通常の貸付利率が適用されます。

### ＜参考＞

契約者貸付利率、前納割引率に関するお知らせ

[https://www.yuchokampo.go.jp/kampo/oshirase\\_top04.html](https://www.yuchokampo.go.jp/kampo/oshirase_top04.html)

### お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）